

5月1日(金)から、 指定医療機関での特定健康診査(特定健診)が始まります！

平成30年度から、東海村および那珂市以外の県内指定医療機関(県内実施医療機関583か所)でも特定健診を受診できるようになりました。詳細は、茨城県医師会ホームページ(<http://www.ibaraki.med.or.jp/>)および村公式ホームページをご覧ください。

期間▼5月1日(金)～令和3年1月31日(日)

対象▼東海村国保に加入している40～74歳の方
※対象者には、4月下旬に受診券(ピンク色)を発送します。

費用▼無料(8,600円相当)

医療機関によって健診結果の受け取り方法が異なります

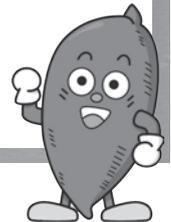
◆村および那珂市内の医療機関で受診した方は…

健診を受診した翌月末までに、村から結果を郵送します。

◆上記以外の医療機関で受診した方は…

医療機関から直接結果をお渡ししますが、後日結果を聞きに行く必要があるなど、各医療機関によって対応が異なります。健診結果の受け取り方法については、各医療機関へご確認ください。

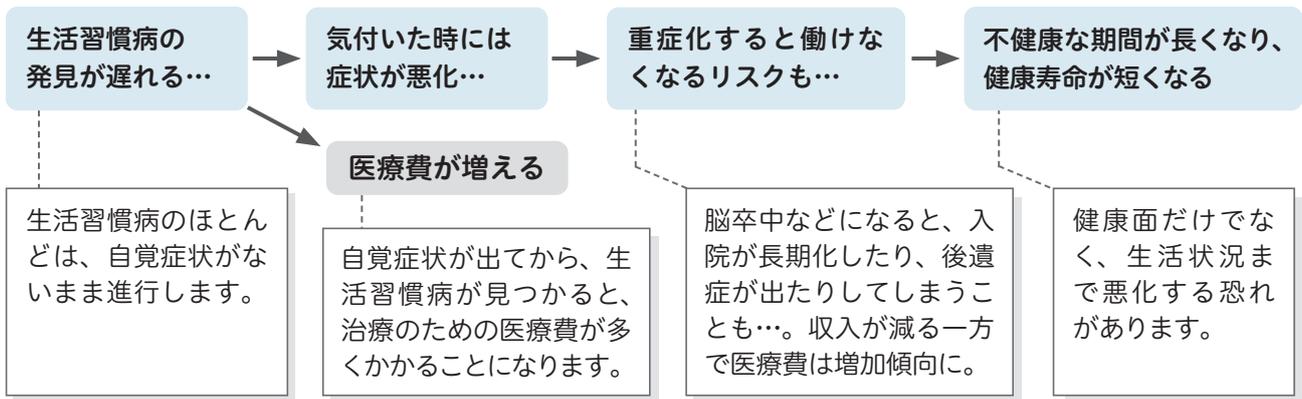
健診の結果、生活習慣や食生活の改善が必要となった場合は、保健師や管理栄養士が改善に向けてサポートします。



生活習慣病は「予防」「早期発見」「早期治療」が大切です！

ご自身の体と生活を守るために、毎年、特定健診を受けましょう。

【特定健診を受けずにいると、こんなことになってしまうかも…】



40～50歳代の方へ

疲れがなかなか取れなかったり、おなか回りが気になったりしていませんか。メタボリックシンドロームの割合が増え始める年代です。働き盛りの年代だからこそ、自分と家族のために特定健診を受けましょう。

60～70歳代の方へ

生活の中で体力の低下を感じていませんか。体の変化にいち早く気付くことは、病気の早期発見・治療につながります。これまでの生活習慣を見直し、若さを保ち生き生きと過ごすために特定健診を受けましょう。

※指定医療機関での特定健診は、4月10日時点において通常通り実施予定です。

【問い合わせ】住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1131)